

はじめに

平成 11（1999）年に男女共同参画社会基本法が公布・施行されてから、すでに 20 年以上が経過しました。基本法の前文には「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要」と書かれています。この間、国では、基本法の理念に沿って、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。

しかしながら、それらの取り組みは今もなお十分に進展しているとは言い難く、さらに、社会情勢の急激な変化に伴い、新たな課題に対応する必要も生じています。本格的な人口減少社会が到来し、単身世帯の増加をはじめ人口構成や世帯構成が大きく変化する中で、地域活動や経済活動における多様な担い手の確保や、働き方の変革が求められています。

加えて、令和 2（2020）年からの新型コロナウイルスの感染拡大は、非正規で働く人が多い女性の雇用や所得に多大な影響を与えたほか、配偶者等からの暴力の増加や深刻化をもたらすことが懸念されています。

八女市においても、平成 16（2004）年に「八女市男女共同参画のまちづくり条例」を制定するとともに、4 次に渡り「八女市男女共同参画行動計画」を策定し、行動計画に基づいて男女共同参画を推進するための施策を実施してきました。

第 4 次行動計画の最終年度である令和 2（2020）年に実施した「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」の結果からは、固定的な性別役割分担に反対の考えを持つ人が増えるなど、市民の意識が変化しつつあることがうかがえます。一方で、様々な分野において男性の方が優位であると感じている人は依然として多く、また、ワーク・ライフ・バランスが実現できていない現状や、配偶者等からの暴力など、改善を図らなければならない課題も見えてきました。

この「第 5 次八女市男女共同参画行動計画」は、こうした課題を解決し、男女共同参画社会を実現するために、八女市男女共同参画推進審議会の答申を踏まえて策定したものです。

今後 5 年間、この行動計画に基づき、男女が共に参画するまちづくりに向けて取り組んでまいりますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本行動計画の策定にあたりまして、八女市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

八女市長 三田村 統 之